

追加共同提案団体に対するアンケート調査

令和6年7月30日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

追加共同提案団体に対するアンケート調査項目

○令和6年1月19日に、厚労省/こども家庭庁/内閣府が連名で追加共同提案団体である16団体に対しアンケートを実施し、回答のあった14団体（※）の意見を集計。

問番号	質問内容等
【問1】	<p>現行の民生委員法の規定（その市町村の居住者に限って民生委員・児童委員になれる選任要件）により、民生委員・児童委員の選任に際して、支障となった事例はありましたか。</p> <p>支障事例があった場合には把握している限りで結構ですので、具体的に何件、どのようなケースがあったのかを記載して下さい。無い場合は「無し」と記載して下さい。</p>
(例)	<p>(1) 元々当該地域に居住し、かつ、民生委員を担っていた者が隣町等へ転出した際に、当該居住要件を理由として辞めざるを得なかった（なお、当該者は転出後も継続して地域活動や仕事等で当該地域と深い関わりがあった。）。</p> <p>(2) 地域の民生委員児童委員等から、仕事や地域活動で日ごろから当該地域と密接に関わりを持っていることから、適任者として推薦された者がいたものの、居住要件を理由に選任することができなかった。</p>
(参考)	<p>本件提案団体から寄せられた実際の事例</p> <p>元々当該地域に居住し、かつ、民生委員等を担っていた者について、隣町等への転出の際に、居住要件を理由として民生委員等を辞職。当該者は転出後も勤務地が当該地域内にあり、かつ、その地区の商店会の役員として活動しており、商店会主催のお祭りの手伝いや、青年部長として若手の育成に励んでいるなど、継続して、当該地域の住民との関わりがあるとのこと。</p>
【問2】	<p>その市町村の居住者ではないが、法の趣旨や職務の内容に鑑み、居住している民生委員等と同等と認められ得るケースとしてどのようなものがあるとお考えですか。具体的に記載して下さい。</p>
(例)	<p>市区町村の区域外への転出を理由に退任した者、（当該地域に居住経験は無いものの）区域外に居住しながら仕事等で日ごろから継続的に当該地域と関わりを持ち、地域の実情に精通しており、尚且つ、民生委員・児童委員の活動を適切に行える者、など</p>

※ 高崎市、藤岡市、浜松市、半田市、豊川市、大阪府、大阪市、寝屋川市、羽曳野市、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、沖縄県

追加共同提案団体に対するアンケート調査結果①

問1 現行の居住要件を原因とした具体的な支障事例

- ・元々当該地域に居住し、かつ、民生委員を担っていた者が隣接する区域外へ転出した際に、当該居住要件を理由として辞めざるを得なかった。
 - ・民生委員等から以前当該地域に長年住んでおり、現在区域外に住んでいるが、親の介護などで日ごろから当該地域に関わりを持っていることから、適任者として推薦された者がいたが居住要件を理由に選任することができなかった。
- ・元々当該地域に居住し、かつ、民生委員を担っていた者が他市区町村へ転出した際に、当該居住要件を理由として辞めざるを得なかった。
 - ・店舗が区域内にあり、日中は当該地区で活動をしているが、他市区町村に住居しているため、選任することができなかった。
 - ・仕事を区域内でしているが、住居が他市区町村であるため、選任することができなかった。
 - ・推薦予定であった者が転居してしまったため、代替の候補者を探す必要があった。
- ・元々当該地域に居住し、かつ、民生委員を担っていた者が他市区町村へ転出した際に、当該居住要件を理由として辞めざるを得なかった（なお、当該者は転出後も継続して当該地域で勤務をしていた。）。
 - ・地域でボランティア活動を積極的に行っている者が候補にあがったが、住民票が別の市区町村にあり推薦できなかった。
 - ・当該地域に住居していたものの、他市区町村にも住居があり、そちらに住民票を置いていたため推薦できなかった
- ・当該地域に長年居住しており、地域住民からの信頼もあったことから、地域住民から民生委員に適任と推薦されたが、選挙権の確認において本人の事情により住民票は他の自治体であった事が判明し、要件を満たせず、候補者になり得なかった。
- ・元々当該地域に居住し、かつ、民生委員を担っていた者が隣町等へ転出した際に、当該居住要件を理由として辞めざるを得なかった。（なお、当該者は転出後も民生委員を続けられるなら継続して、当該地区の地域活動に参加する意欲があった。）
 - ・地域の民生委員児童委員等から、仕事（自営業で商店を営んでいた）で日ごろから当該地域と密接に関わりを持っていることから、適任者として推薦された者がいたものの、居住要件を理由に選任することができなかった。

追加共同提案団体に対するアンケート調査結果② - 1

Q2 その市町村の居住者ではないが、居住している民生委員等と同等と認められ得るケース

- ・市区町村の区域外へ転出したが、生まれ育った区域内にある実家の家業（商店など）に従事している者
- ・当該地域への居住経験に関わらず、区域外に居住しながら仕事等で日ごろから継続的に当該地域と関わりを持ち、地域に貢献したい意向を持っている者。
- ・民生委員の経験者ではないがかつてその地区に居住しており、その後市区町村の区域外に転出した。区域外に居住しながら現在は町内会長を務めており、その活動のため継続的に当該地域と関わりを持ち、地域の実情に精通しており、なおかつ、民生委員児童委員の活動を適切に行える者。
- ・区域外に居住しているが、当該地域との境界近辺に居住する方であり、地域の事情にも精通しているケース
- ・区域外に居住しているが、勤務地が当該地域にあり、日常的に当該地域で社会生活を営む時間が多く、業務上日頃から継続的に地域と関わり、地域の事情に精通しているケース
- ・区域外に居住しながら仕事等で日ごろから継続的に当該地域と関わりを持ち、地域の実情に精通しており、尚且つ、民生委員・児童委員の活動を適切に行える者
- ・市区町村の区域外への転出を理由に退任した者
- ・区域外に居住しながら仕事等で日ごろから継続的に当該地域と関わりを持ち、地域の実情に精通しており、尚且つ、民生委員・児童委員の活動を適切に行える者
- ・市区町村の区域外への転出を理由に退任した者
- ・勤務場所、店舗等が市区町村の区域にあるが、市区町村外に居住している者

追加共同提案団体に対するアンケート調査結果②－2

Q2 その市町村の居住者ではないが、居住している民生委員等と同等と認められ得るケース

- ・ 区域外に居住しているが、仕事（自営業、在勤問わず）等で継続的に当該地域と関わり（自治会に加入している等）があり、民生委員・児童委員活動を適切に行える者（例：マンションの管理人）
 - ・ 家族の見守り、介護等で日常的に当該地域を訪れ、地域と関わりを持ち、民生委員活動を適切に行える者
 - ・ 区域外に住民票を置いているが、当該地域に居住実態がある者
 - ・ 当該地域に居住していないが、当該地域の市町村役所等に勤めていた者（現職の公務員を除く）
- ・ 「区域外に居住しながら仕事等で日ごろから継続的に当該地域と関わりを持ち、地域の実情に精通しており、尚且つ、民生委員・児童委員の活動を適切に行える者。」
- ※ また、地域の実情に精通するためには、当該区域との関わりが一定期間（〇年など）あることや、活動内容を勘案すると当該地域の福祉に関わっている（公私問わず）ことが必要かと思えます。
- ・ 例でお示しいただいた通り。現在のところ、当自治体では問1に係る具体的な支障事例はありませんが、担い手不足は一層深刻化するものと考えられ、選任要件の緩和が必要と考えます。
- ・ 勤務地が当該地域である者。
 - ・ 過去に当該地域に居住していたなどの理由で当該地域の住民との信頼関係が構築されている者。
- ・ 仕事や活動等で地域との繋がりが継続的に存在しており、これらを通じて地域の実情を把握することができ、かつ見守り等の支援を行うことが可能な者。具体的には、配達や検針等の業務によって地域の実情を知っており、その者が退職後に民生委員となるケース、地域で活動をしているNPO法人の従業員や、一般家庭の電気、ガス、水道等住宅設備の点検や修繕を行う地元企業の従業員が民生委員となるケースなどが考えられる。
- ・ 市区町村の区域外への転出を理由に退任した者、区域外に居住しながら仕事等で日ごろから継続的に当該地域と関わりを持ち、地域の実情に精通しており、尚且つ、民生委員・児童委員の活動を適切に行える者。
- ・ 区域外に居住しながら仕事等で日ごろから継続的に当該地域と関わりを持ち、地域の実情に精通しており、尚且つ、民生委員・児童委員の活動を適切に行える者